

令和8年8月20日

守谷市議会議長 寺田 文彦 様

陳情者

住 所 守谷市本町297-28

氏 名 増田 泰士 (ますだ やすし)

ほか174人

守谷市本町字上裏における斜面林の保全、および環境省「自然共生サイト」認定を
視野に入れた全市的な緑地保全制度の推進に関する陳情

陳情の趣旨

1. 緑地保全と地権者の合理的な選択肢を両立させるため、市が主体となり、市による取得を含めた複数の保全手法（全部または主要部の取得、一部取得＋残置緑地、協定等）を幅広く検討すること

当該斜面林は、市街地に残る樹林であり、雨水の浸透・保水・地表の安定、土砂流出抑制等を通じて、防災・減災に資する緑地であると考えられます。また、野鳥が訪れ、フクロウが飛来することは、生物多様性を支える場所としての価値があると考えます。これらは失われれば回復が困難です。

2. 環境基本計画との整合性に照らし、整合確認を行い、その結果を市民に説明すること

第三次守谷市環境基本計画では、斜面林の保全と活用を市の取り組みとして位置づけ、水源のかん養等に資する緑地の保全を掲げています。また、「守谷野鳥のみち」を含む区域を生物多様性の拠点（コアエリア）とし、コリドー（生態的回廊）で相互連結する「エコロジカル・ネットワーク」の形成を市の施策として明示しています。

当該斜面林の伐採・改変を伴う造成は、これらの方針と矛盾するおそれがあるため、環境基本条例の趣旨に沿って、市として整合確認（検討過程と結論の提示）を行う必要があります。

3. 市内緑地の取得・グリーントラスト・自然共生サイト認定等の保全手法の検討をすること

第三次守谷市環境基本計画において、生物多様性に配慮した緑地の確保に向けたグリーントラスト制度の検討も述べられています。また、保全が可能となる場合には、国が2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」の一環として「自然共生サイト（OECM）」の登録も視野に入れ推進することで、市の環境施策として対外発信し、地域の価値向上につながれると考えます。ひいては守谷市を終の棲家とし、永住したいと思う街づくりに寄与すると考えます。

陳情の理由

現在、八坂神社周辺に位置する本町字上裏地区の斜面林において、宅地造成が計画されていますが、当該土地は保水・防災機能を有するだけでなく、市街地にありながらフクロウ、コジュケイなど様々な野鳥の飛来が確認されている貴重な生物多様性の拠点になっていると考えます。

これを踏まえ、現状を基本とした「緑地保全」について、あらゆる視点から検討いただきたいと考えます。

また当該地は、「守谷野鳥のみち」等と連動する緑のネットワーク（生態的回廊）の一部となり得る立地であることも踏まえ、仮に開発審査を進める場合であっても、守谷市環境基本計画および環境基本条例の趣旨に沿った整合確認と説明を尽くしたうえで、厳格かつ慎重に行っていただくよう求めます。

上記のとおり陳情いたします。